

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	抜粋提案・関連提 案に係る規制の 特例措置の番号、 名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」の 見直し	「措置 の内 容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体 名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0820010	研究機関を大学と同等の取 り扱いとする要件緩和	学校教育法施行規則 第143条の3				本部科学省が大学を対象として実施している「共同利用・共同研究拠点制度」について、大学以外の独立した研究機関にも認定を受ける資格を受けられるよう要件を緩和する。	C	—	共同利用・共同研究拠点制度は、国公私立大学が有する大型の研究設備や大量の資料データ等の研究資源を活用し、全国の大学の開拓研究者が共同で研究を行う体制を構築し、我が国全体の学術研究の発展を図るために創設されたものである。本制度は、学校教育法第143条の3をもとに、学校教育法第9条に規定される大学研究の実施のうえ、開拓分野の研究者コミュニティからの実情等を基礎に、当該研究施設の長の諮問機関として構成員の約半数以上が地方大学の研究者でなければならぬ運営委員会等を設置することや、共同利用・共同研究を実施するために必要な支援体制を整備すること、毎年、共同利用・共同研究の実施計画を提出すると等を義務づけて、文部科学大臣が施設として認定する制度であり、財団法をはじめとする民間の研究機関が他の研究機関と共に研究を行なうことを妨げるものではありません。多様な分野において、大学以外の研究機関も含めた様々な研究者により、その所属機関の枠を超えて共同研究が推進されることは、我が国全体の学術研究の発展にとって意義深いものと考えられます。本制度は、2017年7月創設された「研究者育成支援制度」に影響して誕生しており、その有用性及び課題の検討等に努めてまいりたいと思います。なお、その検証も踏まえ、学術研究の共同利用・共同研究の将来的な方向について、不断に検討を行ってまいります。	C	—			1 0 3 3 0 1 0	北九州市	福岡県	文部科学省		
0820020	大学獣医学部の設置の認 可	平成15年3月31日文 科省令第45号「大 学、短期大学、高等専 門学校等の設置の認 可に関する基準」			現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	F	III	平成15年3月31日文科省告 第45号「大学、大学院、短期大 学及び高等専門学校の設置に 係る認可の基準」による獣医師 の定員増の規制の地域解除		右提案主体からの意見を踏ま え、再度検討し回答されたい。	新成長戦略の趣旨を踏まえ、獣医師養成の充実に取り組むとの回答であから新成長戦略の中には、獣医師養成に関する記述は一切ない。先の特区提案に対する回答では、「獣医師養成の在り方について改めて検討するための健康大綱戦略等を検討する中で新たに提点から方向性を検討する」と述べていますが、具体的にどのような検討が行われ、方向性が打ち出されたのか示していただきたい。具体的には、国を挙げて口腔疫対策に取り組む中、獣医師及び獣医学教育の重要性も高まっており、今後、文部科学省としては、獣医師養成が年間で必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全般的課題として対応することが適切です。このため、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。	F	III			1 0 3 9 0 1 0	今治市、愛 媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
0820030	学級編制基準の引き下げ と彈力的運用	公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員定員の標準に関する 法律第3条			①子どもたちの学びに応じた柔軟な教育が可能な教職員配置のため、現在は、1クラス40人以内、以下(1年生は31人以下であるが、1クラス30~35人への引き下げ)(複式学級は若干の引き下げ)をお願いする。 ②教職員の負担軽減のため、3月に定期で教職員が生じ、1学年が8名から80名になった場合でも、3クラスから2クラスの学級編制を余儀なくされることとなるので、学級編制基準の弾力的な運用をお願いする。	①D ②D		【提案理由】 ①教職員は全ての事項の基礎となり、最も大切な事項である。このためには、子どもたちの学びに応じて柔軟な教育が可能となる教職員配置のため、現在は、1クラス40人以内、以下(1年生は31人以下であるが、1クラス30~35人への引き下げ)(複式学級は若干の引き下げ)をお願いする。 ②教職員の負担軽減のため、3月に定期で教職員が生じ、1学年が8名から80名になった場合でも、3クラスから2クラスの学級編制を余儀なくされることとなるので、学級編制基準の弾力的な運用をお願いします。			①について 現行制度においては、都道府県の判断で国との学級編制の標準「40人」を下回る学級編制基準を定めることは可能となっていますとともに、都道府県教育委員会の同意を得た上で市町村が独自に教員を任用して40人以下を下回る学級編制を行うことは可能となっていますので、ご提案の内容については市とご相談下さいようお願いいたします。 ②について 本法律においては、国が公立小学校等の学級編制の標準を定め、都道府県が国の標準を基に学級編制の基準を定めています。ご提案の弾力的運用については、国は色々の実施を制限しているものではなく、都道府県が定める基準の中で対応することは可能となっています。このことは、平成15年3月1日付け14文科初1316号等中等教育局通達「義務教育費国庫負担基準及び公立義務学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び開拓計画制度の見直し等について」で、個別の学年の実情に応じた学級編制の弾力的運用が可能であることを各都道府県教育委員会にて明記に示していますので、具体的な運用が可能となるようお願いいたします。	①D ②D	①— ②—			見附市 SmartWellness City構築プロ ジェクト	見附市	新潟県	文部科学省
0820040	幼稚園3歳未満児入園特区	学校教育法第26条			幼稚園における3歳未満児の受け入れについて、特区における事業(特例措置806)の評価結果を踏まえ、幼稚園児としての集団的教育の実現度を実現度によって区分する人の人への物的環境構成度を定め、親子園等、個別のかかりつけ保育園等に重点を置いていた子育て支援としての受け入れという形態に変更し、全国にその普及を図った。	C	—	【提案理由】 本特区については、平成15年度から佐賀県が全国に先駆けて取り組み、県内全域で3歳未満児の受け入れが進むなど、大きな成果を挙げていたが、文部科学省は「3歳未満児入園について」は子育て支援としての受け入れを変更することを理由に、平成19年度を最後としている。 しかしながら、現在も教員数の不足による受け入れがままならない事例があること、親子園等、個別のかかりつけ保育園等に重点を置いていた子育て支援としての受け入れがままならないこと、一人への保育度が不足する事例があることなど、個別のかかりつけ保育園等に重点を置いていた子育て支援として受け入れる際には、主婦的な活動を前提として行われる高齢以上の幼稚園対象とする幼稚園教育を当面はめでてのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受け入れに配慮することが大切であると考えています。			C	—	1 0 4 8 0 1 0	佐賀県	佐賀県	文部科学省			

文部科学省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・間違提案に係る特例措置の番号、 名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体 名	都道府県	制度の所管 関係府省庁			
0820050	幼稚園園舎・運動場面積特区	幼稚園設置基準第8条第3項、別表第1及び第2	幼稚園設置基準に定める園舎及び運動所の面積は、学級数を基礎として算定される。		園児数に関わらず固定化された幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、園児数に応じた彈力的な基準を設定するもの	【実施内容】幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、認定こども園・保育所に準じ、最低面積を園舎（保育室）について「園児一人当たり1.98m ² ×園児数」、運動場について「園児一人当たり3.0m ² ×園児数」とすることで、実際の園児数に応じた適切な施設整備を実現する。 【提案理由】幼稚園設置基準では、園児数に関わらず、園舎面積は「一学級=180m ² 、二学級以上=320+100×（学級数-1）m ² 、運動場面積は「二学級以下=330+30×（学級数-1）m ² 、3学級以上=400+80×（学級数-3）m ² 」と固定されているが、少子化による、現在、少保育一体化を含む新たな次世代育成支援のため（包括的・一元的な制度の構築）に向けた検討を進めていることです。幼稚園の基準のあり方にについても、その検討結果を踏まえつつ、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行っていきます。 ・現基準が制定されたのは昭和31年以前の昭和31年であり、その時点からの園児数や社会環境の変化が反映されていないこと（一学級35人を前提とした現基準に対し、実際には一学級20名以下が大半となっている）。 ・保育所や認定こども園では、園児数に合わせて面積を算出しており、特段の問題は生じていないこと	F	III	幼稚園では学級を縮めて教育活動を行う場合、幼稚園の園舎及び運動場として必要な面積については、学級数の増減に伴って変化します。したがって、園児数に応じて面積算定を行った場合、必要な面積が適切に算定されない恐れがあり、適当でないと考えます。なお、現在、少保育一体化を含む新たな次世代育成支援のため（包括的・一元的な制度の構築）に向けた検討を進めていることです。幼稚園の基準のあり方にについても、その検討結果を踏まえつつ、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行っていきます。	F	III							1 0 4 8 0 2 0	佐賀県	佐賀県	文部科学省	
0820060	幼稚園教諭免許・保育士資格相互みなし特区	学校教育法第8条、教育職員免許法第3条第1項、第2項	教育職員については、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならぬとされている。（教育職員免許法第3条第1項）		幼稚園と保育所における教諭免許と保育士資格を同一のものと相互にみなすもの	【実施内容】幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許」とみなすことについて、「子ども・子育て新システム基本制度系要綱」において、「幼稚園・保育所、認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育とともに提供することをも園（仮称）に一体化する」としており、そのための検討を進めているところです。 なお、認定こども園に対して、対象園児は3歳以上とし、みなし期間は3年間（特別の事情がある場合は6年間）とする。 【提案理由】 ・3歳児以上の場合は、幼稚園と保育所との教育・保育プログラムに大きな差はないが、認定こども園では、保育士試験合格者について資格が発生し、必ずしも学位を得る必要はありませんが、また、法令上求められている養成カリキュラムも、幼稚園教諭の養成カリキュラムとは異なり、保育士養成に特化された内容となっています。 一方、保育士資格は指定保育士養成機関の卒業者若しくは、保育士試験合格者について資格が発生し、必ずしも学位を得る必要はありませんが、また、法令上求められている養成カリキュラムも、幼稚園教諭の養成カリキュラムとは異なり、保育士養成に特化された内容となっています。 このような法律上の取得要件の異なる保育士資格を、幼稚園において、幼稚園教諭免許と見なすことは新しいと考えられます。 ただし、現在、保育士として一定の在職経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として、幼稚園教員資格認定試験を実施しており、本年度から試験科目の免除の緩和策について新たに実施し、更なる併存の促進を進めております。	C	I	<幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許」とみなすことについて> 「子ども・子育て新システム基本制度系要綱」において、「幼稚園・保育所、認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育とともに提供することをも園（仮称）に一体化する」とおり、そのための検討を進めているところです。 なお、幼稚園教諭免許状を取得するためには、学位を有すること及び、大学等において教職に関する所定の単位を修得する必要があります。 一方、保育士資格は指定保育士養成機関の卒業者若しくは、保育士試験合格者について資格が発生し、必ずしも学位を得る必要はありませんが、また、法令上求められている養成カリキュラムも、幼稚園教諭の養成カリキュラムとは異なり、保育士養成に特化された内容となっています。 このような法律上の取得要件の異なる保育士資格を、幼稚園において、幼稚園教諭免許と見なすことは新しいと考えられます。 ただし、現在、保育士として一定の在職経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として、幼稚園教員資格認定試験を実施しており、本年度から試験科目の免除の緩和策について新たに実施し、更なる併存の促進を進めております。	C	I								1 0 4 8 0 6 0	佐賀県	佐賀県	文部科学省 厚生労働省
0820070	Smart Wellness City実証研究特区（市民の健診データの一元的把握）	学校保健安全法第11条、13条、15条、学校保健安全法施行規則第8条、第16条、第23条、個人情報保護法第16条、第23条	個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）においては、原則として、①個人情報取扱い業者にあらかじめ本人の同意を得ない限り、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（個人情報保護法第16条）、また、②個人情報取扱い業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（個人情報保護法第23条）とされている。但し、これらについて例外規定等が設けられており、例えば、「法に基づく場合」として、個人情報の収集・利用や個人データの第三者提供について、他の法律上具体的な根拠をもつて行われる場合（個人情報保護法第16条第1項）、や、「地方公共団体等の法律の定める事務を遂行することに對して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより當該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（個人情報保護法第16条第3項第4号、同法第23条第1項第4号）は、これらの規定に基づいて、個人情報を目的外に利用するなどや本人の同意を得ずに個人データを第三者提供することは、個人情報保護法上許容されている。		市長が市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断（基本健康診査等）データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを集計することが必要である。そのため、市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該市域に居住する構成員に係る健康診断データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断（基本健康診査等）データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを集計することが必要である。そのため、市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該市域に居住する構成員に係る健康診断データを請求することを可能とする	D	—	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）においては、①「個人情報取扱い業者は、一定の例外に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」（個人情報保護法第16条）、また、②「個人情報取扱い業者は、一定の例外に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」（個人情報保護法第23条）とされています。今回の提案事項中の「匿名化された健診データが個人情報に該当しないよううの場合は、健診データを第三者に提供する場合」（登録された健診データ等）には、個人情報保護法上の問題は生じないためデータの提供が可能とされています。 なお、個人情報の取扱いの方に関して、文部科学省ホームページの「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するため事業者が講ずべき措置に関する指針」解説において周知しております。	D	—						1 0 5 1 1 2 0	伊達市、見附市、新潟市、三条市、秋田県、新潟県、福島県、茨城県、筑波大医学	福島県、茨城県、新潟県、福島県、茨城県、筑波大医学	文部科学省 厚生労働省 消費者庁		